

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 救急病院の申出の撤回
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 道路の占用を制限する区域の指定

【公告】

- 令和五年度公文書の開示の実施状況
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 公共測量の実施
- 〃
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 〃
- 〃
- 一般競争入札の実施

【議案】

- 令和五年度公文書の開示の実施状況
- 令和五年度個人情報保護制度の運用状況

【人事委員会】

- 選考により採用することができる職の範

目次

担当課（室）

困の一部改正

（県例規集登載）

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動

選挙管理委員会

〃 〃 〃 〃

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

◎岡山県告示第二百四十九号

次の病院については、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名称 藤沢脳神経外科病院

所在地 倉敷市玉島勇崎五八七

二 撤回の時期

令和六年五月三十一日

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

◎岡山県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市落合町福地字切明ケ下モ道之上ミ 三六一番一地先から 高梁市落合町福地字一本松之上へ三四一 番一地先まで		新	一三・〇〇 二七・〇〇	二〇九・六
高梁市落合町福地字切アケ下モ道ノ上へ 三六〇番五地先から 高梁市落合町福地字一本松之上へ三四一 番一地先まで		旧	九・五〇 一三・〇〇	二〇九・六

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市津川町八川字向道ノ上一九三番二 地先から 高梁市津川町八川字ツチサコ一九八番二 地先まで		新	二四・〇〇 五四・〇〇	二〇三・五
高梁市津川町八川字向道ノ上一九三番二 地先から 高梁市津川町八川字ツチサコ一九八番二 地先まで		旧	九・〇〇 五〇・〇〇	二〇三・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見日南線

三 道路の区域

新見市足立字一クホ田四〇九二番六地先から 新見市足立字ワクグリ四〇八七番一二地先まで	新見市足立字一クホ田四〇九二番六地先から 新見市足立字ワクグリ四〇八七番一二地先まで	区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
旧	新			二・八〇 六・八	二六二・三
				二二・二〇 五八・〇	二六二・三

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

◎岡山県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	一般国道	路線名	三一三号	区間	高梁市落合町福地字切明ケ下モ道之上ミ三六一番一地从先から 高梁市津川町八川字向道ノ上一九三番二地从先から 高梁市津川町八川字ツチサコ一九八番二地从先まで	供用開始年月日	令和六年五月三十一日
-------	------	-----	------	----	--	---------	------------

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

◎岡山県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三二三号	高梁市落合町福地字切明ケ下モ道之上ミ三六一番一 地先から 高梁市落合町福地字一本松之上へ三四一番一地先ま で 高梁市津川町八川字向道ノ上一九三番二地先から 高梁市津川町八川字ツチサコ一九八番二地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年五月三十一日

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

〔二七三〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数

一、三三七件

2 処理状況

開示

六三三件

一部開示

五四二件

非開示

五件

公文書不存在

一三六件

対象外

一件

取下げ

二〇件

3 実施機関別内訳

知事

一、〇一件

教育委員会

九二件

選挙管理委員会

一八件

人事委員会

一件

公安委員会

一件

警察本部長

一三九件

公営企業管理者

七四件

岡山県精神科医療センター

一件

二 審査請求件数

七件

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

〔二七四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の新任及び就任の届出があつた。
 令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	土地改良区の名称	氏名	氏名	住所	理事
	美山川土地改良区	土田 正雄	土田 正雄	小田郡矢掛町上高末二〇八八―一	理事
		井辻喜代次	井辻喜代次	矢掛二四七六	理事
		山部 智裕	山部 智裕	東三成三三四四―二	理事
		古角 健一	山部 智裕	上高末一四六六一―一	理事
		片山 和典	頼正 裕	八〇四	理事
		笠原 通幸	斎藤 喬	下高末三一九五	理事
		守屋 一	守屋 一	内田五七一	理事
		武井 澄雄	大森 静夫	八四八	理事
		武井 守雄	武井 守雄	小林四三八	理事
		武 智	武 智	四三八	理事
		竹内 裕幸	原田 秀史	一〇九九	理事
		江木 幸雄	江木 幸雄	一五六六	理事
		川上 正人	川上 正人	五八一	理事
		岡本 芳明	岡本 芳明	一〇八三	理事
		浅野 尚宏	浅野 尚宏	一六七七	理事
		藤原 邦夫	藤原 邦夫	矢掛八〇九	理事
		川上 敏雅	川上 敏雅	一三九五―一	理事
		高木 幹夫	高木 幹夫	一七〇三	理事
		浅野 伸夫	浅野 伸夫	東三成一四九七	理事
		大森 準二	大森 準二	一四一八	理事
				二八一〇	理事
				三五七七	理事
				一三五六	理事
				九六四	監事
				内田四二九	監事
				下高末二五〇六一―一	監事
				矢掛一六五三	監事
				二八八―四	監事

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

〔二七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市哲西町大野部地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年四月二十三日から同年七月三十一日まで	測量期間

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

〔二七六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市成羽町吹屋 地内
測量の種類	公共測量（路線測量及び現地測量）
測量期間	令和六年五月二十日から同年八月三十日まで

〔二七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二九番九、一二九番一〇、一二九番一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二二五〇番地フォワイエA二〇一

中山 智文

中山 遥香

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十八日岡山県指令建指第四三二号

〔二七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷺瀬四三〇番一、四三〇番八、四三一番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

高梁市落合町阿部一七六四番地シエールメゾンB一〇三

芳賀 正行

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月一日岡山県指令建指第二号

〔二七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻八八一番二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三〇番地ニメイプルハウス一〇二

高杉 憲嗣

高杉 彩加

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十八日岡山県指令建指第四五七号

〔二八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻八八二番二二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川七二八番地二サンファミール西辛川二〇三号

栗原 克幸

栗原 礼子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十九日岡山県指令建指第四六〇号

〔二七二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

- (1) 件名
令和6年度岡山県立高等学校空調設備リース業務
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
令和7年2月1日から令和17年1月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (5) 借入数量
4校110教室の空調設備一式
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。
- (2) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿の営業種目表の大分類が「9 その他」、小分類が「12レシタル・リース類」であり、格付区分がAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている

者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7538 (直通)
FAX (086) 221-8173

(2) 申請書の提出期限

令和6年6月27日(木) 午後5時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県教育庁財務課施設班
電話 (086) 226-7574 (直通)
FAX (086) 221-8041

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年5月31日(金) から同年6月27日(木) まで (岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。また、岡山県教育庁財務課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/143/>)からもダウンロードすることができる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、郵便等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)によるものとする。

(4) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 入札書提出期限

令和6年7月11日(木) 午後3時

イ 提出場所

(1) の場所とする。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を(4)アの期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を令和6年6月27日(木)午後5時までに、(1)の場所に郵便等により提出しなければならぬ。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

- (2) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 7 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Okayama Prefectural High School Air Conditioning, 1 set
 - (2) Time limit for tender :
By mail 3:00 P.M. 11 July, 2024
 - (3) Contact point for the notice :
Financial Affairs Division, Organization of Prefectural Board of Education,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570, Japan
TEL 086-226-7574 (direct dialing)
FAX 086-221-8041

令和6年5月31日 岡山県公報 第12604号

◎岡山県議会公告

岡山県議事情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和六年五月三十一日

岡山県議会議長 久 徳 大 輔

- 一 公文書開示請求件数及び処理状況
 - 1 請求件数 三件
 - 2 処理状況
 - 開示 ○件
 - 一部開示 三件
 - 非開示 ○件
- 二 審査請求件数及び処理状況
 - 1 審査請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岡山県条例第五十九号)第五十六条の規定により、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の施行の状況を次のとおり公表する。

令和六年五月三十一日

岡山県議会議長 久 徳 大 輔

- | | |
|----------------------|----|
| 一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況 | 〇件 |
| 1 請求件数 | 〇件 |
| 2 処理状況 | なし |
| 二 保有個人情報訂正等請求件数 | 〇件 |
| 三 保有個人情報利用停止等請求件数 | 〇件 |
| 四 審査請求件数及び処理状況 | 〇件 |
| 1 審査請求件数 | 〇件 |
| 2 処理状況 | なし |

◎岡山県人事委員会公示第四号

昭和四十七年岡山県人事委員会公示第二号（選考により採用することができる職の範囲）の一部を次のように改正する。

令和六年五月三十一日

岡山県人事委員会委員長

安田

寛

別表二に次の二項を加える。

14	13
臨床心理士	公認心理師

附則

この公示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和六年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石宮きよひろ結会 Baton & Relation 後援会	石宮清寛	石宮照基	小田郡矢掛町里山田九二二―一	令和六・四・三〇
小谷和志後援会	小谷和志	小谷恵子	瀬戸内市長船町西須恵一五一四―一	〃
塩田けん後援会	塩田健	塩田健	倉敷市山地七五	〃
ひがなつみ岡山県後援会	小見山信	清水公雄	岡山市北区石関町一―五	四・二二
深見まさひろ後援会	三谷友康	永田真一	総社市総社二―一七―三八	四・三〇

◎岡山県選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

岡山維新の会 柴田 巧 会計責任者の氏名

自由民主党岡山県栄養士連盟支部 渡邊 和子 主たる事務所の所在地

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 福田 司 代表者の氏名

自由民主党総社支部 小野 泰弘 主たる事務所の所在地

日本共産党西部地区委員 中村 壮夫 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 森岡 早苗 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 渡邊 和子 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 赤澤 幹温 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 岡山市中区門田屋敷一―三―三一―一〇 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 六号斎藤方 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 斎藤 美加子 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 廣瀬 哲也 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市山田八四八 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

自由民主党岡山県岡山市北区・加賀郡第二支部 総社市中央六―一〇―一〇五 代表者の氏名

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

安東しようじ後援会 津田 勇 代表者の氏名

石田みのる元気会 渡邊 勉 代表者の氏名

乙倉けんいち後援会 岸本 行雄 代表者の氏名

川本浩一郎後援会 藤井 信英 会計責任者の氏名

香取良勝後援会 香取 良勝 代表者の氏名

重平直樹後援会 重平 直樹 代表者の氏名

税理士による橋本岳後援会 妹尾 盛司 主たる事務所の所在地

TKC逢沢一郎政経研究会 姫井 繁彦 代表者の氏名

TKC加藤勝信政経研究会 平田 精宏 主たる事務所の所在地

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

TKC中国政経研究会 寺越 慎一 代表者の氏名

新 旧 異動年月日

津田 勇 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 安東弘勝 令和五・一二・五

渡邊 勉 新 岡山市北区丸の内二―八―一岡山丸の内 旧 塚本陽満 令和六・四・一五

岸本 行雄 新 岡山市北区丸の内二―八―一岡山丸の内 旧 生内昭泰 令和六・四・一七

川本 麻吏子 新 岡山市北区丸の内二―八―一岡山丸の内 旧 高淵宣雄 令和六・四・一七

香取 良勝 新 倉敷市白楽町一〇七―一 旧 香取早苗 令和六・四・一七

重平 直樹 新 倉敷市白楽町一〇七―一 旧 安東光明 令和六・四・一七

妹尾 盛司 新 倉敷市白楽町一〇七―一 旧 倉敷市白楽町二四九―五倉敷商工会館内 令和五・七・一

姫井 繁彦 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 岡山市北区丸の内二―八―一岡山丸の内 令和六・四・一

平田 精宏 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 ビル三F 令和六・四・一

村喜郎 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 土屋直人 令和六・四・一

笠岡市笠岡二六九三 新 笠岡市笠岡二六九三 旧 井原市上出部町四五〇 令和六・四・一

平田 精宏 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 黒崎安博 令和六・四・一

秋山 伸 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

江見 匡史 新 岡山市北区今八―一三―三二 旧 宇野元浩 令和六・四・一

TKC橋本岳政経研究会	山本直也	主たる事務所の所在地	倉敷市児島下の町一―一―四五税理士	倉敷市沖新町七九―七	〃	〃
〃	〃	代表者の氏名	山本直也	内海隆行	〃	〃
西山博行後援会	西山博行	主たる事務所の所在地	笠岡市吉田六七三―一	笠岡市小平井六九六―六	〃	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	西山博行	石田豊美	〃	〃
日向豊後援会	日向豊	〃	永瀬一雄	小野道信	〃	〃
福田つかさ後援会	神崎寛子	〃	森岡早苗	廣瀬哲也	令和五・四・一	〃
前島慶太後援会	前島慶太	代表者の氏名	前島慶太	前島佳子	令和六・四・六	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	前島佳子	前島慶太	〃	〃
山田宏岡山県後援会	小見山信	〃	人見真弘	清水公雄	〃	四・二〇

◎岡山県選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和六年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

入澤広成後援会

大西恒夫後援会

小谷和志後援会

重平直樹後援会

総 思 会

総社を変える会

ながいこうすけ後援会

長尾修後援会

晴れの国の国民クラブ

深見まさひろ後援会

松本仁後援会

代表者の氏名

鈴木学

大西谷平

小谷和志

重平直樹

宮田信義

秋元国武

安藤義朗

真田善弘

高橋善徹

三谷友康

松下和達

解散年月日

令和六・四・九

〃 四・一六

〃 四・二五

〃 四・一五

〃 四・一

〃 〃

令和五・一二・三一

令和六・四・九

〃 四・二二

〃 四・三〇

〃 四・一

◎岡山県選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
令和六年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

塩田 健

倉敷市議会議員

塩田けん後援会

倉敷市山地七五

令和六・四・一

前島 慶太

岡山市議会議員

前島慶太後援会

岡山市北区南方四一六一三三ジエムハナクマニ〇五

〃 令和六・四・一六

◎岡山県選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

西山博行

西山博行後援会

主たる事務所の所在地

笠岡市吉田六七三―一

笠岡市小平井六九六―六

令和六・四・一六